

- 計画の基本理念、施策の柱・施策体系図（案）
- （仮称）堺市こども計画策定にあたっての意見聴取の進め方（案）
- 施策の柱の進捗状況や効果を継続的に把握するための成果指標の設定方法（案）

第1章 計画策定の趣旨等

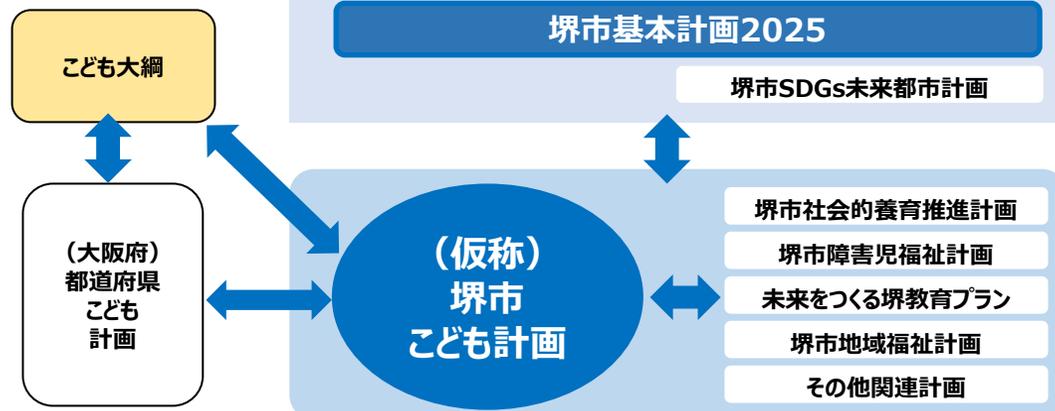
1 計画策定の趣旨

全ての子ども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会を実現するため、妊娠・出産期から、乳幼児期、学童期、思春期、青年期に至る切れめのない子ども・子育て支援施策の総合的な推進を目的に策定

2 計画の位置づけ

本計画は、子ども大綱及び大阪府の都道府県子ども計画を勘案しつつ、「堺市基本計画2025」との整合を図りながら策定

計画の推進にあたっては、関連計画に掲載される事業との連携・調和を図る



子ども基本法に規定する市町村子ども計画として、本市の子ども・子育て支援に関する施策を総括するものであり、次の計画を包含

- ▶ 子ども・子育て支援法に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画
- ▶ 次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画
- ▶ 子ども・若者育成支援推進法に基づく市町村子ども・若者計画
- ▶ 母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づく自立促進計画
- ▶ 子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく子どもの貧困対策のための計画

3 計画の期間

本計画は、令和7（2025）年度から令和11（2029）年度までの5年間

4 計画の対象

子ども基本法に規定する「子ども」、「若者」、「子育て当事者」

第2章 堺市の子ども・若者、子育て家庭を取り巻く状況と課題

※資料3参照

令和5年度に実施した「（仮称）堺市子ども計画」策定にかかる市民ニーズ調査の結果等に基づき、子ども・若者、子育て家庭を取り巻く状況について記載

第3章 計画の基本的方針

1 基本理念

※資料2参照

2 施策の柱

3 施策体系図

※資料4、参考資料参照

4 子ども・若者の意見聴取と施策への反映及び取組

※資料5、資料6参照

第4章 子ども・子育て支援施策の推進

※資料7参照

- 1 各施策の柱における成果指標
- 2 各施策領域における重点事業

第5章 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと供給体制の確保方策

- 1 提供区域の設定
- 2 教育・保育の量の見込と確保方策
- 3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込と確保方策

第6章 計画の推進に向けて

1 計画の推進体制

- (1) 庁内連携
- (2) 市民・事業者・関係機関等との連携
- (3) 堺市子ども・子育て会議による進捗管理
- (4) 子ども・若者の市政参画の促進
- (5) 「子どもまんなか」の実現に向けたEBPM

2 数値目標と指標の設定

計画に掲げた数値目標・指標等の検証・評価、継続的な施策の点検と見直し

背景

堺市基本計画2025や子ども大綱を踏まえ、本計画の基本理念を設定

堺市基本計画2025

市政運営の大方針である「堺市基本計画2025」において、「未来を創るイノベーション都市～変化を恐れず、挑戦・創造しつづける堺～」の都市像のもとに、5つの分野別の重点戦略の1つとして「**将来に希望が持てる子育て・教育～Children's future～**」を掲げている

**将来に希望が持てる子育て・教育
～Children's future～**

子どもの「今」が大切にされ、将来に希望を持って健やかに育ち、
未来に羽ばたけるよう、子どもを安心して生み育て、
より良い教育を受けられる環境をつくる

子ども大綱

子ども大綱において、**子どもまんなか社会の実現**を掲げている



＜子どもまんなか社会とは＞

全ての子ども・若者が、日本国憲法、子ども基本法及び子どもの権利条約の精神にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、
身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態“**ウェルビーイング**”で生活を送ることができる社会

＜実現のために必要なこと＞

常に子どもや若者の最善の利益を第一に考え、子ども・若者・子育て支援に関する取組・政策を我が国社会の真ん中に据え、子どもや若者を権利の主体として認識し、子どもや若者の視点で、子どもや若者を取り巻くあらゆる環境を視野に入れ、子どもや若者の権利を保障し、誰一人取り残さず、健やかな成長を社会全体で後押しすること

基本理念（案）

全ての子ども・**若者**の人権が尊重され、地域社会全体で子どもの健やかな育ちを支えることで、
将来に希望を持ち安心して自分らしく成長できる堺の実現

基本理念の趣旨

- ・全ての**子ども・若者**の人権が尊重され、**自らの意見を表明できるようになること**で、ありのままの自分を受け容れて大切に感じ、**自分らしく**成長しながら社会に参画できる
- ・地域社会全体で子どもの健やかな育ちを支えることで、**夢や希望を持って**のびのびとチャレンジし、**未来を切り拓く力を育む**ことができる
- ・差別や虐待、いじめなど、困難な状況では助けられ、孤立や貧困に陥ることなく、**安心して成長**できる

1. (仮称) 堺市こども計画策定にかかる市民ニーズ調査

(1) 目的

「(仮称) 堺市こども計画」策定にかかる基礎資料とするため

(2) 期間

令和5年12月8日から令和6年1月4日まで

(3) 種別

A調査 (子ども・子育て支援に関する調査)

B調査 (子どもの生活に関する実態調査)

C調査 (子ども・若者の意識及び少子化社会に関する調査)

(4) 調査対象と回収率

調査種類	調査対象	配布数	回収数	回収率	
A調査	就学前の子どもがいる世帯(保護者)	3,000件	1,411件	47.0%	
	小学生の子どもがいる世帯(保護者)	3,000件	1,552件	51.7%	
B調査	小学5年生・中学2年生・高校2年生の子どもがいる世帯	保護者	3,000件	1,133件	37.8%
		子ども	3,000件	1,059件	35.3%
	ひとり親世帯	保護者	1,000件	275件	27.5%
		子ども	1,000件	241件	24.1%
C調査	15～39歳の子ども・若者	3,000件	853件	28.4%	

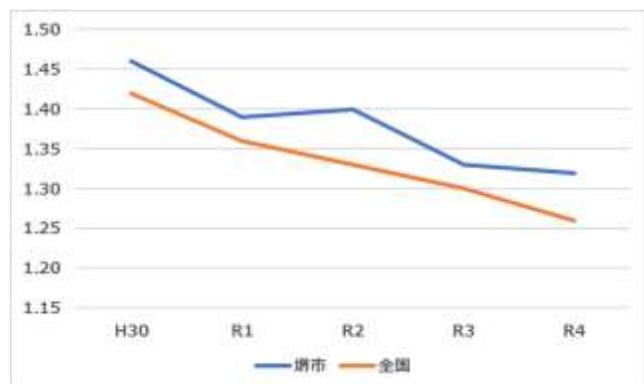
2. 市民ニーズ調査結果及び各種統計データを踏まえた堺市の状況

(1) 少子化の進展

社会状況

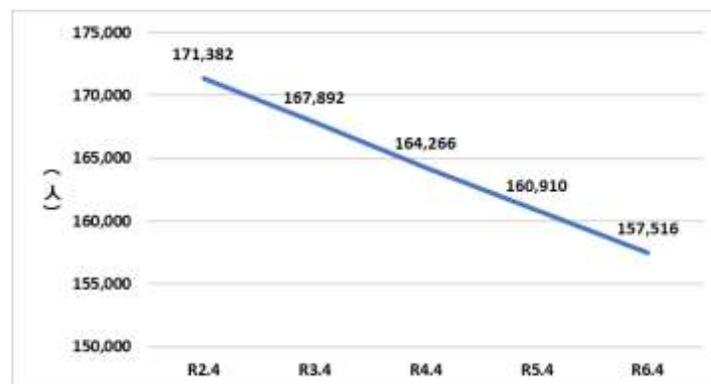
- ・本市の合計特殊出生率は令和4年時点で 1.32 であり 全国平均の 1.26 よりも 0.05 ポイント高いが、全国と同様減少傾向である【図①】
- ・母親となる年齢層 (15歳～49歳) の女性人口は減少傾向であり、過去5年間で毎年3,500人前後減少している【図②】

① 合計特殊出生率【人口動態調査参照】



(注) 合計特殊出生率…一人の女性が一生の間に産む子どもの数に相当

② 母親となる年齢層 (15歳～49歳) の女性人口【住民基本台帳参照】

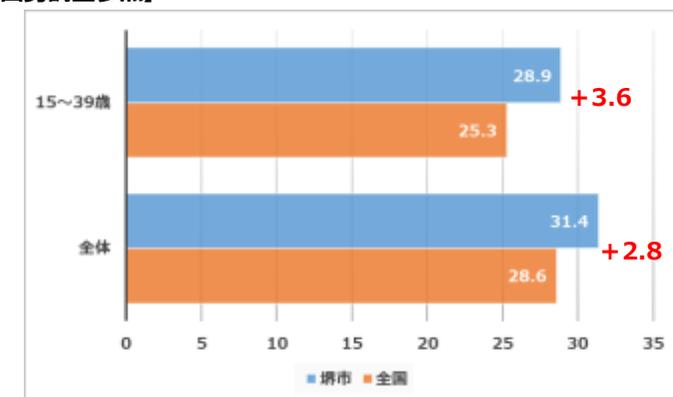


(2) 若者の就労形態

社会状況

- ・15歳以上就業者における派遣労働者及びパート・アルバイト等の割合は全国と比べて高く、特に15歳～39歳の若者はその差が大きい【図①】

① 15歳以上就業者における派遣労働者及びパート・アルバイト等の割合【R2国勢調査参照】



(3) 様々な困難を抱えるこども・若者の増加

現状

- ・児童虐待通告件数が増加傾向である【図①】
- ・いじめ認知件数及び不登校児童生徒数が年々増加傾向である【図②】
- ・ひきこもり・不登校・ニート・非行・ヤングケアラーなどのこども・若者からの相談・支援を行うユースサポートセンターへの新規相談者数・相談件数は増加傾向である【図③】
- ・市民ニーズ調査の結果では、成人するまでにひきこもり、ヤングケアラー、虐待、いじめ、不登校等の経験をした方は、いずれの経験もないと回答した方と比べて、「社会生活や日常生活を円滑に送ることができなかった」「将来への希望が無い」「幸せだと思わない」と回答した割合が高く、特に親からの虐待はその傾向が強い【図④⑤⑥】

課題

- ・増加する児童虐待事案に対応するための人材確保と育成、虐待の早期発見に向けた通告の徹底に関する周知、発見から支援に至るまでの関係機関との切れ目のない連携強化
- ・いじめや不登校の未然防止・早期発見・早期対応及び組織的な対応の徹底
- ・不登校児童生徒に対する多様な学びの場の確保及び充実
- ・支援を必要とするこども・若者をできるだけ早い段階で支援機関等の相談窓口につなげるための効果的な周知

① 児童虐待通告件数の推移

	世帯数	児童数
H30年度	1,920件	—
R1年度	2,038件	—
R2年度	2,116件	3,953人
R3年度	2,075件	3,917人
R4年度	2,810件	4,346人

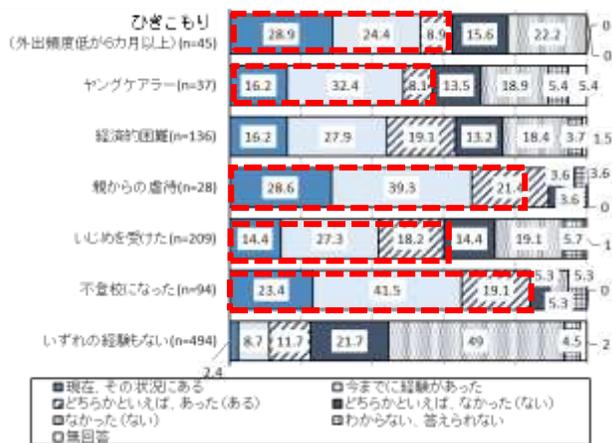
② いじめ認知件数・不登校児童生徒数の推移

	いじめ認知件数		不登校児童生徒数	
	小学校	中学校	小学校	中学校
H30年度	867件	325件	325人	601人
R1年度	1,069件	421件	333人	644人
R2年度	2,282件	350件	537人	768人
R3年度	3,747件	569件	632人	878人
R4年度	4,750件	786件	811人	1,144人

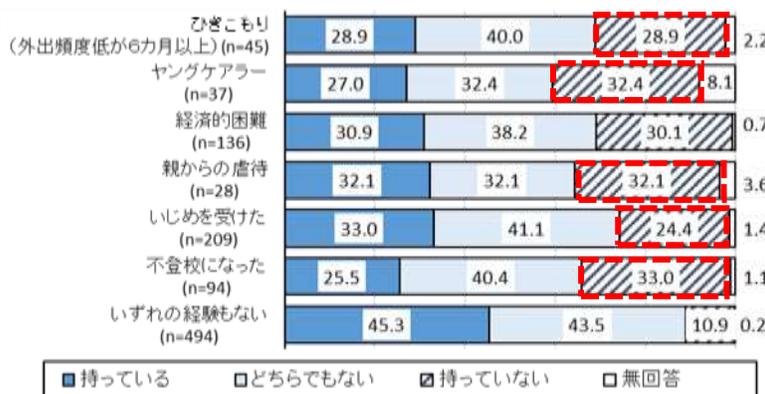
③ ユースサポートセンター（子ども・若者総合相談センター）における新規相談者数・相談件数の推移

	新規相談者数	相談件数
H30年度	429人	2,341件
R1年度	414人	2,076件
R2年度	395人	1,912件
R3年度	453人	2,159件
R4年度	499人	3,032件

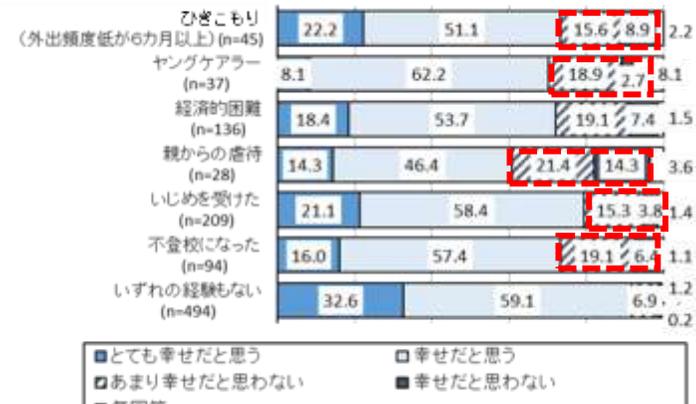
④ 社会生活や日常生活を円滑に送ることができなかった経験



⑤ 将来への希望の有無



⑥ 幸福度



(4) こどもの貧困

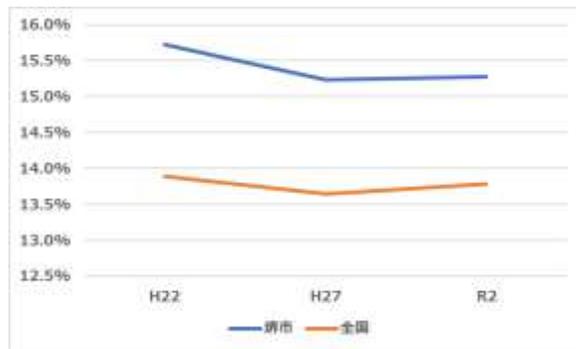
現状

- ・こどもがいる世帯のうち、ひとり親世帯の割合は微増しており、全国と比べて堺市の割合はわずかに高い【図①】
- ・市民ニーズ調査の等価可処分所得別の集計では、相対的貧困状態にある世帯（分類Ⅳ）の割合が13.3%であり、前回調査（平成28年度）の15.8%と比べて改善傾向である【図②】
- ・世帯別でみると、全体やふたり親世帯と比べてひとり親世帯の方が相対的貧困（分類Ⅳ）である割合が高く、特に母子世帯では半数以上（51.7%）の世帯が相対的貧困である【図③】
- ・世帯主の雇用形態を比較すると、母子世帯は正規社員の割合が半数を下回っており、困窮度が高い要因になっている【図④】
- ・世帯別の家計の状況は、「赤字である」と回答した割合が、ふたり親世帯の22.3%に比べて母子世帯が50.7%、父子世帯が53.8%と高い【図⑤】
- ・学校以外のこどもの学習時間は、「まったくしない」の割合が、ふたり親世帯よりも母子世帯及び父子世帯が高い【図⑥】

課題

- ・ひとり親世帯の生活の早期安定及び、精神的・経済的な自立に向け、可能な限り早期での適切な情報提供や支援
- ・相談や申請を待つだけでなく、支援が必要な人を発見し、積極的につながるための仕組みの構築

①ひとり親世帯の割合（国勢調査参照）



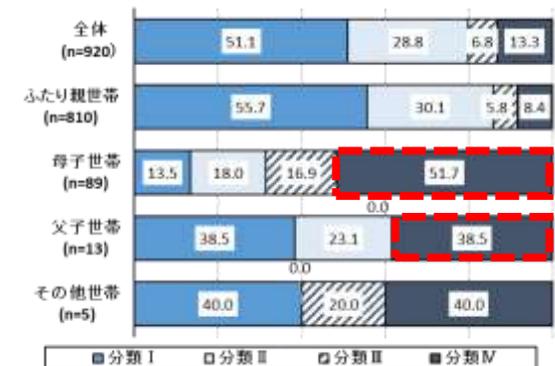
(注) 男親とこどもから成る世帯と女親とこどもから成る世帯のうち20歳未満世帯員がいる世帯の合計 ÷ こどもがいる世帯数の合計 により算出

②等価可処分所得

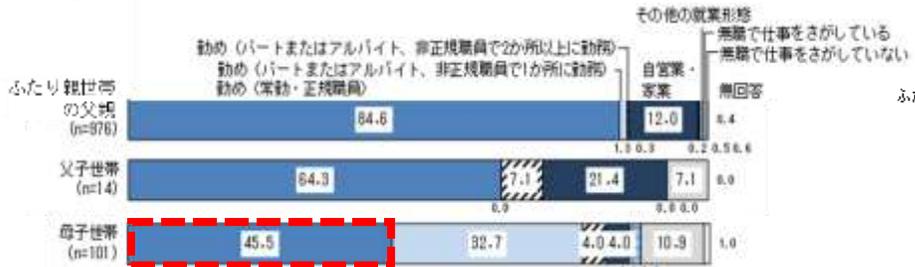
分類	等価可処分所得の範囲	世帯の割合		子どもの割合	
		今回(R5)	前回(H28)	今回(R5)	前回(H28)
分類Ⅰ	等価可処分所得中央値(274.2万円)以上の層	51.1%	49.8%	48.8%	48.0%
分類Ⅱ	等価可処分所得中央値未満で、中央値の60%以上の層	28.8%	29.0%	31.0%	31.0%
分類Ⅲ	等価可処分所得中央値の50%以上60%未満の層	6.8%	5.4%	7.0%	5.1%
分類Ⅳ	等価可処分所得中央値の50%未満の層(貧困線未満)	13.3%	15.8%	13.1%	15.9%

分類Ⅳ = 相対的貧困

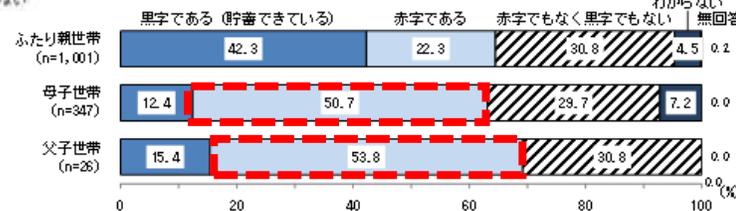
③等価可処分所得の分類（世帯別）



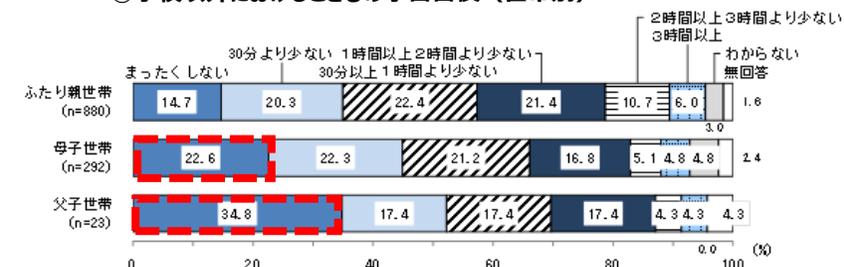
④世帯主の雇用形態（ふたり親世帯の父、父子世帯の父、母子世帯の母）



⑤家計の状況（世帯別）



⑥学校以外におけるこどもの学習習慣（世帯別）



(5) 地域とのつながりの希薄化による孤立

現状

- 一般世帯のうち、核家族以外（3世代世帯）の世帯の割合は年々減少傾向であり、全国的にも同様の傾向である【図①】
- 子どもをみてもらえる親族・知人は前回調査（平成30年度）と比べて減少傾向であり、「いずれもない」の割合が増加している【図②】
- 子育て世帯の約半数が「自分には人とのつきあいがなかったことがある」と回答している【図③】
- 地域子育て支援事業に希望することは、「親子同士の交流・友達作り」の割合が最も多く、次いで子育て相談である【図④】

課題

- 子育て当事者の孤立を防ぐため、子育て中の親子が気軽に集い、相互交流や育児相談ができる場の充実

(6) 子育ての経済的・精神的な負担

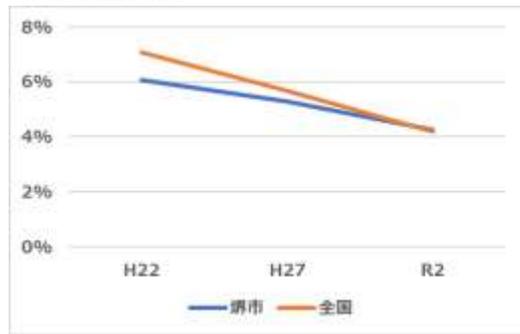
現状

- 「堺市での子育てに不満がある理由」において、回答者の約半数が「子育てにかかる経済的な負担」と回答している【図①】
- 前回調査（平成30年度）と比べ、父親の家事・育児時間ともに増加しているが、依然として30分以上家事をしている男性が半数未満である【図②】

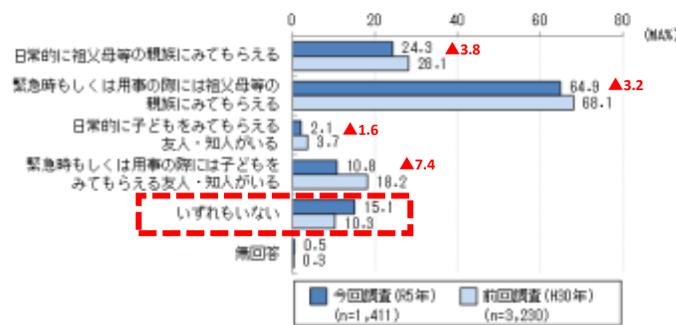
課題

- 子育てにかかる経済的負担軽減のため、国の動向や子育て家庭の実態を踏まえた適切な支援
- 男性の家事・育児等への参画意識の向上

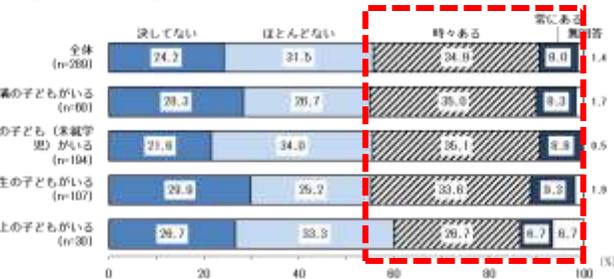
①核家族以外（3世代世帯）の世帯の割合推移【国勢調査参照】



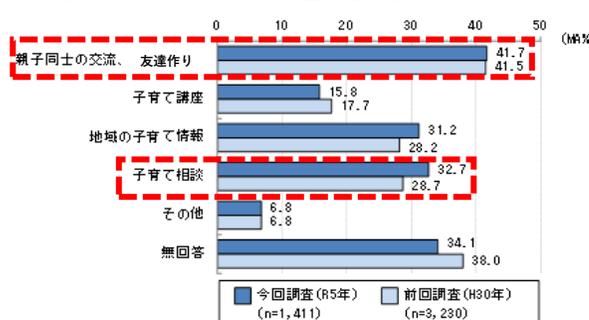
②子どもをみてもらえる親族・知人（就学前）



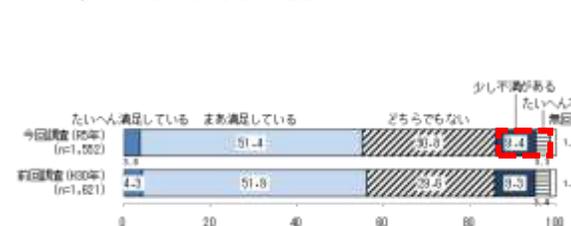
③自分には人とのつきあいがなかったことがある（子育て世帯）



④地域子育て支援事業に希望すること



①堺市での子育て満足度

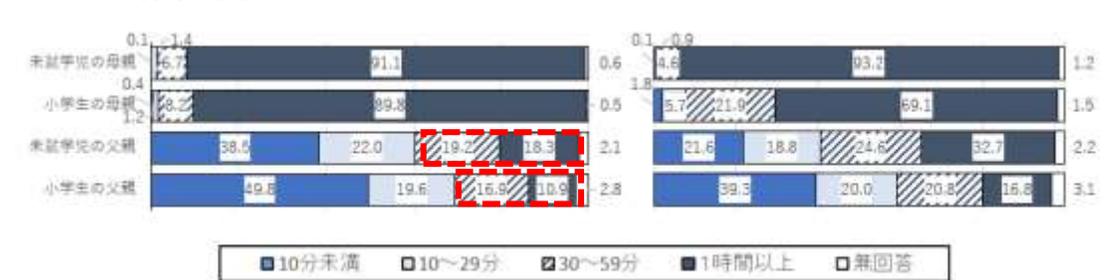


(不満がある理由)



②母親と父親の家事時間・育児時間

(家事時間)



(育児時間)

(7) 仕事と子育ての両立・子育て環境の整備

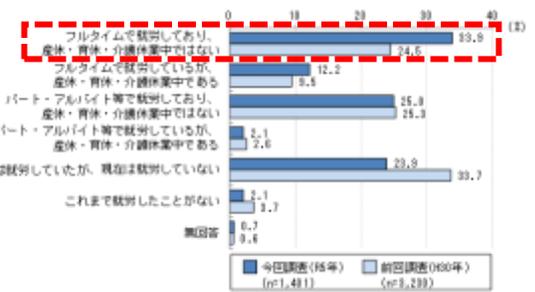
現状

- ・前回調査（平成30年度）と比べてフルタイムで就労している母親の割合が増加している【図①】
- ・父親の育児休業取得率は5年前と比べて増加しているものの、15%程度にとどまっている【図②】
- ・父親が育児休業を取得しなかった理由として、「育児休業が取りにくい雰囲気があった」と回答した方の割合が42.5%と高く、10.1%の方は「育児休業の制度がなかった」と回答している【図③】
- ・自宅や学校以外の地域の場所の利用経験は、「利用したことがない」と回答した割合が87.8%と高く、利用していない理由としては「どこにあるから知らないから」が最も多い【図④】
- ・こどもの遊び場について日ごろ感じることは、「思い切り遊ぶために十分な広さがない」「遊び場周辺の道路が危険である」と回答した小学生の保護者が約4割（未就学児は約3割）である【図⑤】

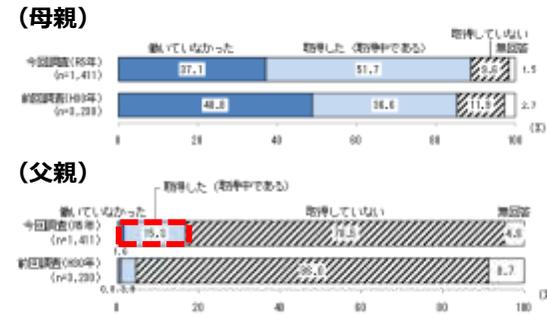
課題

- ・男女ともに子育てしながら働き続けることができる、子育てと仕事の調和を図った就労環境の整備
- ・こども・若者がライフステージに応じて安全・安心に過ごせる居場所の整備と認知度の向上

① 母親の就労状況（未就学児の保護者）



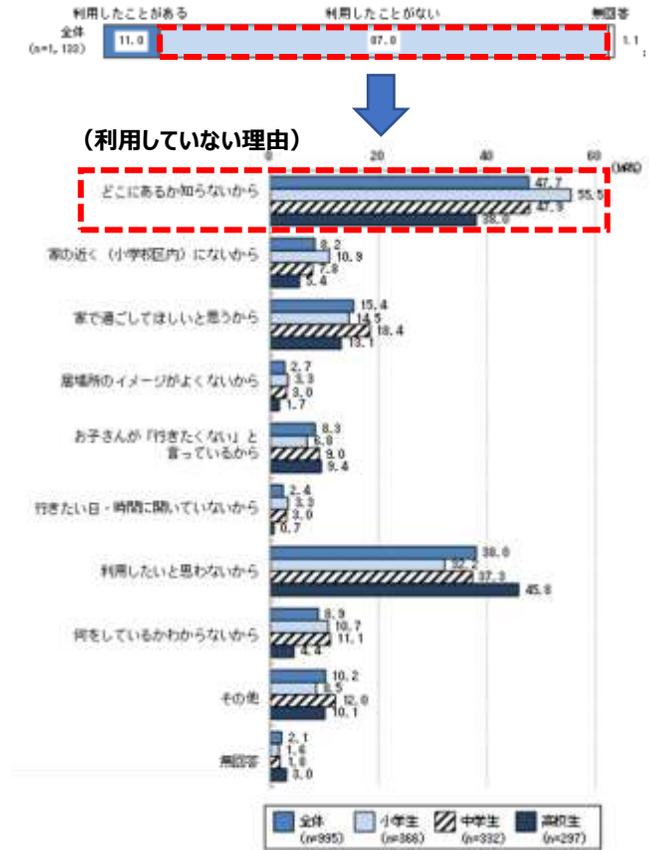
② 育児休業の取得状況（小学生の保護者）



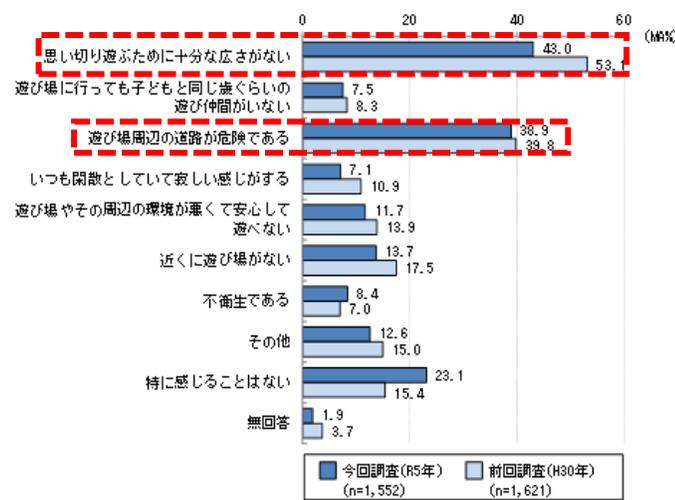
③ 育児休業未取得の理由

	職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった	仕事で忙しかった	(産休後に)仕事に早く復帰したかった	仕事に復帰するのが難そうだった	昇給・昇格などが遅れそうだった	収入減となり、経済的に苦しくなる	認定ことも難しく感じた	配偶者が育児休業制度を利用した
母親の今回調査(R5年) (n=136)	9.6	7.4	5.9	6.6	1.5	7.4	5.9	0.7
母親の前回調査(H30年) (n=385)	13.8	8.8	4.9	9.1	0.3	6.5	4.9	0.5
父親の今回調査(R5年) (n=1,108)	42.5	44.7	0.2	3.8	7.5	30.3	2.1	26.9
父親の前回調査(H30年) (n=2,798)	34.5	37.4	0.3	3.4	6.4	27.5	1.3	24.9
	職場に育児休業の制度がなかった(就業規則に定めなかった)	子育てや家事に専念するために退職した	有期雇用などの育児休業の取得要件を満たさなかった	育児休業を取得できなかった	出産前後の休暇(産前6週間、産後8週間)を取得できず、返戻した	その他	無回答	
母親の今回調査(R5年) (n=136)	0.7	29.4	9.6	8.8	0.7	2.2	27.9	13.2
母親の前回調査(H30年) (n=385)	2.6	38.4	18.2	6.8	1.6	2.3	17.4	9.9
父親の今回調査(R5年) (n=1,108)	15.4	0.3	10.1	0.4	1.7	0.0	10.9	4.4
父親の前回調査(H30年) (n=2,798)	27.8	0.4	12.6	0.2	1.9	0.0	7.0	6.1

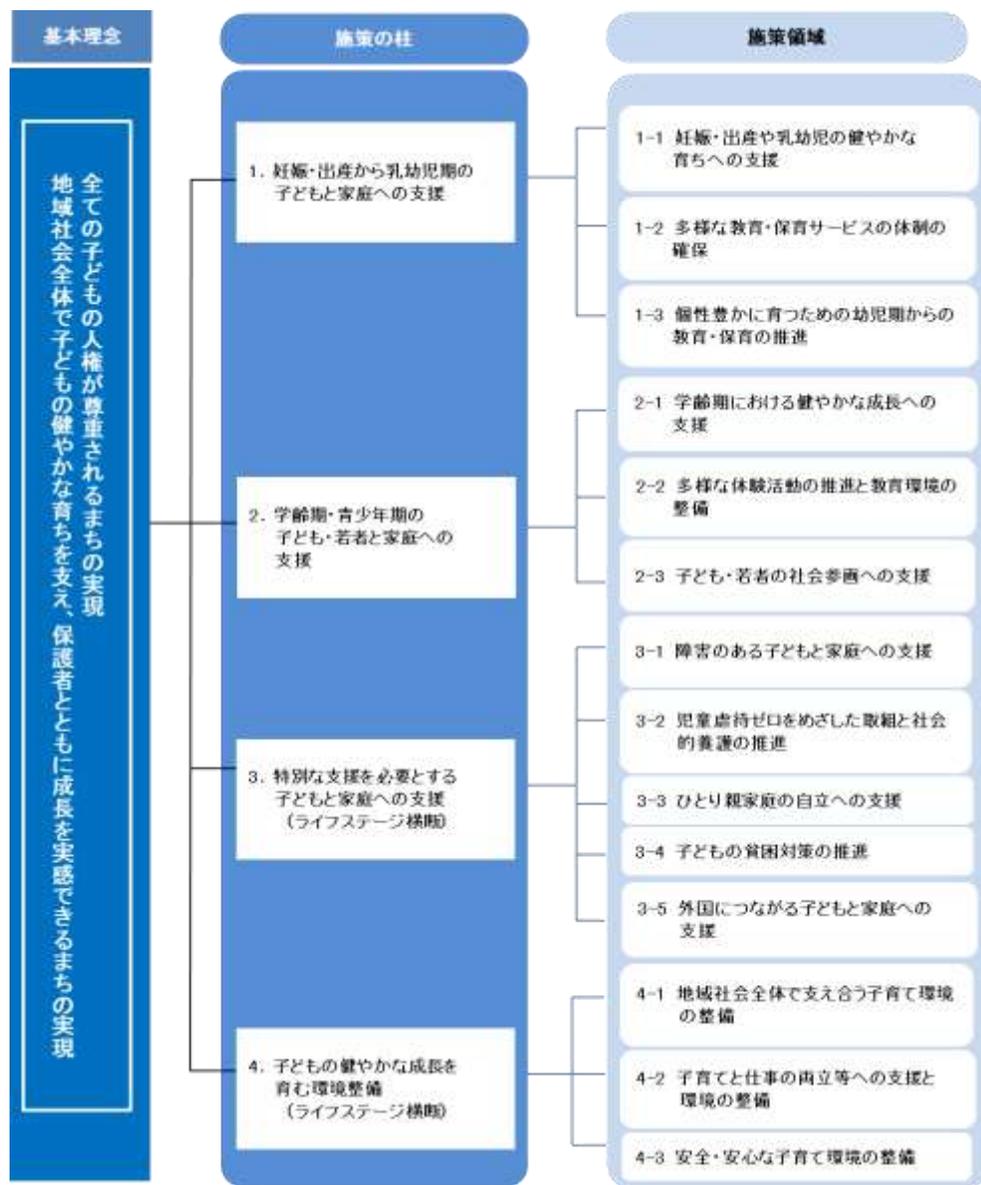
④ 自宅や学校以外の地域の場所の利用経験（こども・若者本人）



⑤ こどもの遊び場について日ごろ感じること（小学生の保護者）



<現行計画>



<次期計画（案）>



1 背景

(1) 子ども家庭庁の設立（令和5年4月1日）

子ども・若者の最善の利益（子ども・若者にとって最も良いこと）を常に考え、子ども・若者が健やかで幸せに成長できる「こどもまんなか社会」の実現が掲げられた

(2) 子ども基本法の施行（令和5年4月1日）

第3条 全てのこどもについて、その年齢及び発達に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する機会が確保されること

第11条 子ども施策を策定、実施、評価するとき、子ども・若者、子育て当事者等の意見を反映するために必要な措置を講ずること

<こどもの定義>

「こども」とは、「心身の発達の過程にある者」をさし、これは、18歳や20歳といった年齢で必要なサポートが途切れないう、こどもや若者がそれぞれの状況に応じて社会で幸せに暮らしていけるように支えることが示されたもので、こどもが若者となり、おとなとして円滑な社会生活を送ることができるようになるまでの成長過程にある者を法の対象として捉えている

<子ども施策の定義>

子ども施策には、こどもの健やかな成長に対する支援や、結婚・妊娠・出産・子育てに対する支援を主な目的とする施策に加え、教育や雇用、医療施策など幅広い施策が含まれる

(3) 子ども大綱の閣議決定（令和5年12月22日）

子ども・若者が権利の主体であることを明示した上で、子ども施策の基本的な方針の1つとして、こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながらともに進めことが示された

(4) 自治体子ども計画策定のためのガイドライン発出（令和6年5月24日）

子ども家庭庁が作成したガイドラインにおいて、計画の対象となるこどもや子育て当事者等の意見聴取を積極的に行うことが望ましいと示された

2 意見反映の意義

(1) こどもや若者の状況やニーズをより的確に踏まえることができ、施策がより実効性のあるものになる

(2) こどもや若者にとって、自らの意見が十分に聴かれ、社会に何らかの影響を与え変化をもたらす経験は、自己肯定感や自己有用感、社会の一員としての主体性を高めることにつながり、ひいては、民主主義の担い手の育成に資する

実施時期	聴取内容	手法	対象者
令和5年12月～令和6年1月	・教育・保育施設や子育て支援サービスのニーズ ・子育てをする上で希望するサポートや不安	アンケート (子ども・子育て支援に関する調査)	未就学児、小学生の保護者
	・家庭の状況、生活実態及び意識 ・日頃感じていること、希望するサポートや不安	アンケート (子どもの生活に関する実態調査)	小5、中2、高2の子ども、保護者
	・結婚や子育てに対する意識 ・普段の生活状況や困難な課題 ・日頃感じていること	アンケート (子ども・若者の意識及び少子化社会に対する調査)	15～39歳の子ども・若者
令和6年7月		対話・アンケート (さかい学生&若者応援DAYでの意見聴取)	子ども・若者
令和6年7月～令和6年10月	・子育てしやすいまちについて ・普段困っていること ・今後、良くなってほしいこと 等	アンケート (子育て応援アプリ等を用いたアンケート)	主に未就学児の保護者等
		対話・アンケート (所管局と連携した対象者への意見聴取)	困難を抱える子ども・若者本人、保護者や支援者等
令和6年12月下旬～令和7年1月	(仮称) 堺市子ども計画の素案<子ども版>についての意見	子ども向けパブリックコメント	子ども・若者
令和6年12月下旬～令和7年1月	(仮称) 堺市子ども計画の素案についての意見	パブリックコメント	堺市民全員

<現行計画>

1. 施策の柱

(1) 施策領域

説明

事業名	事業概要・現状	目標事業量

⋮
⋮
⋮
⋮

(5) 施策領域

説明

事業名	事業概要・現状	目標事業量

<次期計画（案）>

1. 施策の柱

(1) 施策領域

説明

重点事業

事業名	事業内容	担当課

⋮
⋮
⋮

(5) 施策領域

説明

重点事業

事業名	事業内容	担当課

成果指標

現在値（令和5年度）

目標値（令和11年度）

成果指標	現在値（令和5年度）	目標値（令和11年度）

